

# 令和元(2019)年度 障害児通所支援事業者 集団指導

障害児通所支援事業の実施における留意事項

栃木県障害福祉課  
福祉サービス事業担当

## 目次

2

### 1 指定基準編

#### 1-1 人員基準について…p6

- ・ 共通職種について
- ・ サービス別職種について
- ・ 各職種の解説

#### 1-2 サービス提供における留意点 …p17

- ・ 申し込み～サービス提供前まで
- ・ サービス提供後
- ・ 適切な支援の提供のために

### 2 報酬編

#### 2-1 利用定員について …p36

#### 2-2 各種減算について …p38

- ・ 定員超過利用減算について
- ・ 児童発達支援管理責任者欠如減算について
- ・ サービス提供職員欠如減算について
- ・ その他の減算について

#### 2-3 各種加算について…p45

- ・ 福祉専門職員配置等加算について
- ・ 児童指導員等加配加算について

### 3 その他

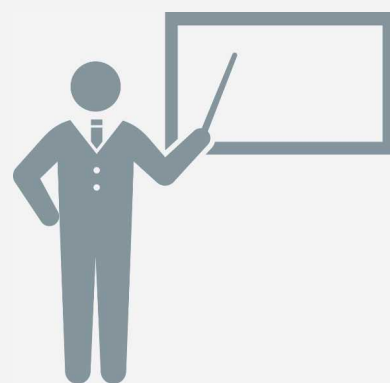
児童発達支援センターについて …p62

本書では、下記のとおり略称を使用します。

略称名	正式名称
児発	児童発達支援
放デイ	放課後等デイサービス
児発管	児童発達支援管理責任者
重心	重症心身障害児
センター	児童発達支援センター
県条例	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第25号）

空白のページです



指定を受ける（＝障害児通所給付費を算定する）  
 ために必要な人員基準及び運営基準等について、  
 解説します。



## 人員基準について

### 共通職種

すべての障害児通所支援事業に共通して必要となる職種は以下の通りです。

職種	役割	人員基準
管理者	事業所の管理業務	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専ら事業所の管理業務に従事（兼務可）</li> </ul>
児童発達支援管理責任者（児発管）	個別支援計画の作成、モニタリングなど	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1人以上（1人以上は専任） （児発・放デイは1人以上は常勤）</li> <li>○ 資格要件（国告示）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>実務経験 + 研修終了</b>  <b>実務経験うち障害児・者、児童の実務経験3年以上</b>                      ※ 老人介護の経験のみは不可</p> </div>

## 児童発達支援（重心・センター以外） 放課後等デイサービス（重心以外）

に必要となる従業者（直接処遇職員）は以下の通りです。

職種	役割	人員基準
児童指導員、 保育士または 障害福祉サービ ス経験者	個別支援計画 に基づく直接 処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児10人までに対し、<b>2人以上</b></li> <li>○ 障害児が10人を超える場合 2人に加え、障害児が10人を超えて<b>5人まで につき、1人の割合で配置</b> <b>注) サービス提供時間帯を通じて、常に配置</b></li> <li>○ <b>1人以上は常勤</b></li> <li>○ <b>児童指導員、保育士が半数以上</b> (人員配置基準上必要な従業者の半数以上)</li> </ul>

## 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援

に必要となる従業者（直接処遇職員）は以下の通りです。

職種	役割	人員基準
訪問支援員	個別支援計画 に基づく直接 処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問支援を行うために必要な数 <b>注) 地域における利用状況、業務量等を考慮し、適切な員数を確保</b></li> </ul>

## 児童指導員とは

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項に規定する、  
児童指導員任用資格を満たす者（⇒ p 12 参照）

## 保育士とは

指定保育士養成施設を卒業又は都道府県の実施する保育士試験に合格した  
者で、保育士登録し、都道府県知事が発行する「保育士証」の交付を受け  
た者

## 障害福祉サービス経験者とは

高校卒業以上の者等であって、  
2年以上障害福祉サービスの事業に従事した者

## 訪問支援員とは

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を  
取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、  
障害児に対し介護・訓練等を行い、また当該障害児の介護・訓練等を行う  
者に対して指導を行う業務等に3年以上従事した者

## 児童指導員について

### よくある児童指導員任用資格と、その確認方法

- ☑ **社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者**  
⇒ 資格証の写し（合格証は不可）
- ☑ **学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者**  
⇒ 学部・学科・専攻の記載のある卒業証書の写し  
（相当する課程の場合、卒業証書の写しに併せて履修証明書の写しも添付）
- ☑ **3年以上（高校卒業以上の者等にあつては2年以上）児童福祉事業に従事した者**  
⇒ 実務経験証明書の原本（高校卒業以上に該当することを示す卒業証書等の写しも添付）
- ☑ **学校教育法の規定する幼稚園、小・中・高等学校等の教諭となる資格を有する者**  
⇒ 教員免許状の写し（養護教諭及び栄養教諭は不可）

## 児童指導員任用資格

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（児童指導員の資格）

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法の規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

## 保育士について

### ～ よくある質問 ～

**Q** 従業者が保育士試験に合格し、合格通知書が届きました。保育士として配置してよろしいでしょうか。

**A** 保育士試験の合格だけでは、保育士とは認められません。保育士として配置できるのは、保育士登録し、都道府県知事が発行する「保育士証」の交付を受けた者である必要があります。

**Q** 保育士（保母）資格証明書を有している従業者を、保育士として配置してよろしいでしょうか。

**A** 保育士（保母）資格証明書では、保育士とは認められません。切り替え（保育士登録）をし、都道府県知事が発行する「保育士証」の交付を受ける必要があります。

## 障害福祉サービス経験者について

### 障害福祉サービス事業とは

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

### 確認方法

- ・実務経験証明書の原本
- ・高校卒業以上に該当することを示す卒業証書等の写し

## 高校卒業以上の者等とは

県条例 第6条第1項第1号

- 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者  
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 文部科学大臣が上記と同等以上の資格を有すると認定した者

## 児童福祉事業とは

社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号に規定する事業のこと

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

**Q** 日中一時支援は児童福祉事業に該当しますか。

**A** 障害者総合支援法第77条に規定する、市町村の地域生活支援事業における任意事業としての「日中一時支援」について、栃木県では、その業務内容が「主に児童に対する支援」であった場合には、児童福祉事業として取り扱います。



## 申し込み

- 1、受給資格の確認
- 2、重要事項説明書の交付・説明
- 3、支援の提供の開始について利用者の同意（契約）
- 4、受給者証への記載
- 5、市町村への報告
- 6、個別支援計画の作成

## サービス提供開始

# 1、受給資格の確認

※受給者証（通所給付の給付決定内容）イメージ

通所給付の給付決定内容	
支援の種類	放課後等デイサービス
支給量等	20日/月
給付決定期間	令和○年○月○日から 令和△年△月△日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
予備欄	

1 支給決定はされているか

2 支給決定は有効期間内か

3 支給量はどれくらいか



## 2、重要事項説明書の交付・説明（掲示）

19

重要事項説明の年月日		
この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日	
上記内容について、「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第25号）」第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。		
事業者	所在地	
	法人名	
	代表者名	印
	事業所名	
	説明者氏名	
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。		
利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者（児童）氏名		
代理人	住所	
	氏名	印

1 交付・説明した年月日を記入

2 保護者からの署名・捺印等を忘れずに



## 3、利用者の同意（契約）

20

<b>利 用 契 約 書</b>	
〇〇〇〇〇（以下、「保護者」という。）と△△△△△（以下、「事業者」という。）は、事業者が□□□□□（以下、「利用児童」という。）に対して行う放課後等デイサービスについて、次のとおり契約します。	
第1条（契約の目的） 事業者は、利用児童に対し、児童福祉法の趣旨にしたがって、放課後等デイサービスを提供し、保護者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。	
第2条（契約期間） 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から障害児通所給付費支給期間満了日までとします。 2 契約満了日の○日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。	
以上の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。	
契約締結日	年 月 日
契約者氏名	
事業者	
（事業者名）	
（住所）	
（代表者名）	印
保護者	
（住所）	
（氏名）	印
利用児童	
（氏名）	

1 保護者と事業者との契約

× 児童 × 事業所  
× 管理者

2 契約期間に注意

→ 支給決定の有効期間内になっていますか。

3 契約締結日に注意

→ 契約期間の始期より後はNGです。

4 支給決定保護者の署名・捺印

→ 最低限いずれか一方は必要です。

※受給者証（障害児通所支援事業者記入欄）イメージ

番号	障害児通所支援事業者記入欄		
	事業者及びその事業所の名称	株式会社〇〇〇 放課後等デイサービス△△△	
	支援の内容	放課後等デイサービス	事業者確認印
	契約支給量	12日/月	印
	契約日	令和〇年〇月〇日	
	当該契約支給量による支援提供終了日		事業者確認印
支援提供終了月中の終了日までの既提供量			

1 受給者証の事業者記入欄に必要事項を記入



2 受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告



※報告の方法は各市町村に確認してください。

空白のページです

1、アセスメント

2、支援内容の検討



3、個別支援計画の原案作成



4、担当者会議の開催

5、保護者及び児童に対する説明・同意

6、保護者への個別支援計画の交付

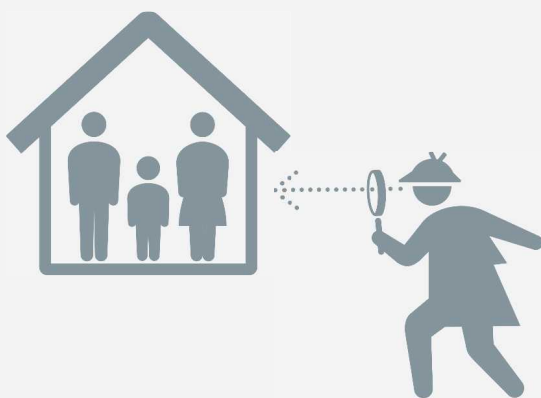
7、モニタリング（継続的なアセスメントを含む）

8、個別支援計画の見直し（変更）6月に1回以上

児童発達支援管理責任者の業務です！！

## 6-1・2 アセスメント、支援内容の検討

### 1、アセスメント



### 2、支援内容の検討



※アセスメント

障害児の能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価  
(保護者及び障害児に面接して行わなければならない。)



保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握

3、個別支援計画の  
原案作成

## 4、担当者会議の開催

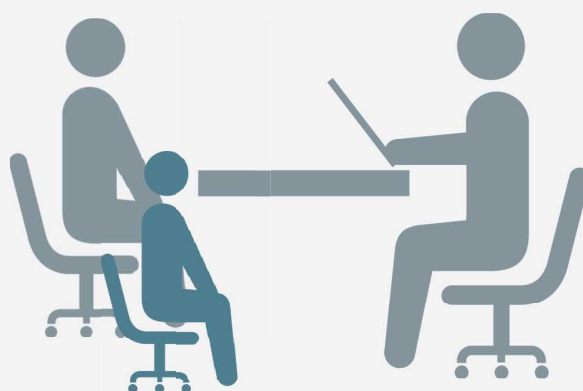


児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の原案を作成し、  
障害児に対する支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、  
個別支援計画の原案の内容について意見を求めること

※ 会議録を作成するなどして、意見等について記録しておくこと

## 5、保護者及び児童に対する説明・同意

## 6、保護者への個別支援計画の交付



児童発達支援管理責任者は、保護者及び障害児に対し個別支援計画について  
説明し、書面により同意を得、保護者に対し交付すること

## 7、モニタリング（継続的なアセスメントを含む）



モニタリング結果の**定期的な記録**



保護者及び障害児との**定期的な面談**

### ※モニタリング

- ・ 個別支援計画の実施状況の把握
- ・ 保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（継続的なアセスメント）

## 8、個別支援計画の見直し（変更）



児童発達支援管理責任者は、少なくとも**6カ月に1回以上、個別支援計画の見直し、及び必要に応じて個別支援計画の変更**を行い、**変更の際には1～6の手順を履践**すること。

## サービス提供後



- 7、サービス提供の記録・保護者確認
- 8、利用者負担額等の受領
- 9、領収証の交付
- 10、障害児通所給付費の額に係る通知

# 7、サービスの提供の記録

- ① サービスを提供した際は、**その都度**、サービス提供日及び内容その他必要な事項を**記録**



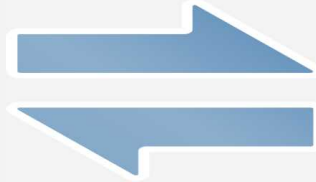
- ② 左記の記録に際し、サービスを提供したことについて、**その都度**、**署名（サイン）**または**押印等**により**保護者の確認**を受ける



後日、一括して確認を受けることは認められません。

## 8、利用者負担額等の受領

## 9、領収証の交付



サービスを提供し、保護者から、通所利用者負担額及び日用品費等の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を保護者に対し交付すること

※ 県条例第23条第3項により支払いを受けることが認められている費用のうち、あらかじめ保護者に対し説明を行い、同意を得ているものに限る。

# 10、障害児通所給付費の額に係る通知 32

※ 障害児通所給付費の額に係る通知 イメージ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様  
(△△ △△ (利用児童名) 様分)

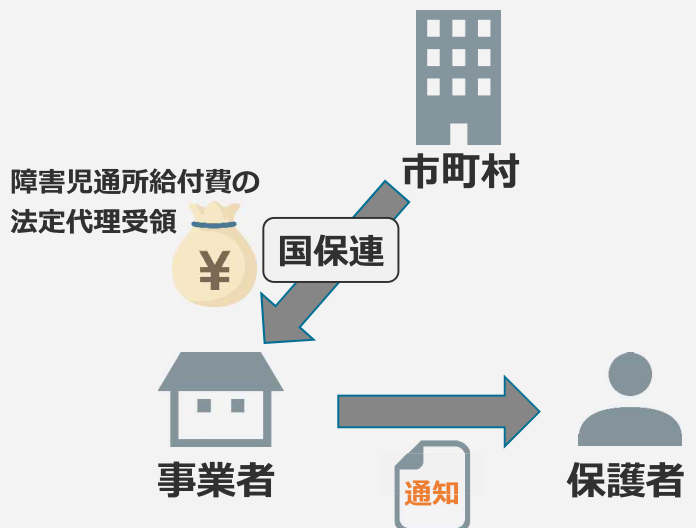
株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 印  
電話番号: 000(000) 0000  
FAX番号: 000(000) 0000

障害児通所給付費受領のお知らせ

このたび下記の内容で提供しましたサービスに要した費用について、市町村から支払いを受けましたので、お知らせします。  
このお知らせの内容に疑義がある場合は、当法人もしくは受給者証に記載された市町村にお問い合わせください。

記

1 サービス提供年月	令和〇〇年〇〇月	
2 受領した給付名	障害児通所給付費(児童発達支援(児童発達支援センター・重心以外))	
3 受領日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
4 受領金額	金〇〇〇,〇〇〇円	
5 内訳	サービスに要した費用の全体の額(A)	金〇〇〇,〇〇〇円 (別紙明細書のとおり) ※もしくは、計算過程を記入
	利用者負担額(B)	金〇〇〇,〇〇〇円
	報酬額(A)-(B)	金〇〇〇,〇〇〇円



法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合は、保護者に当該給付費の額を通知しなければならない

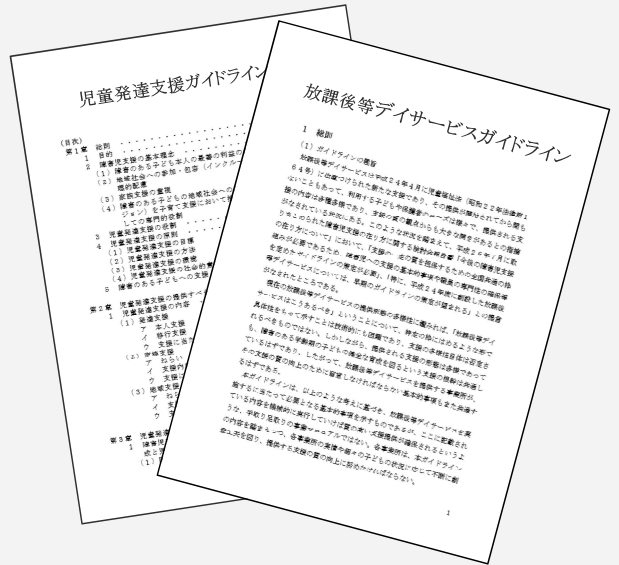


児発・放デイの  
適切な支援の提供のために

# ガイドライン

※1 ※2

を参考にしてください



※1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン  
(平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

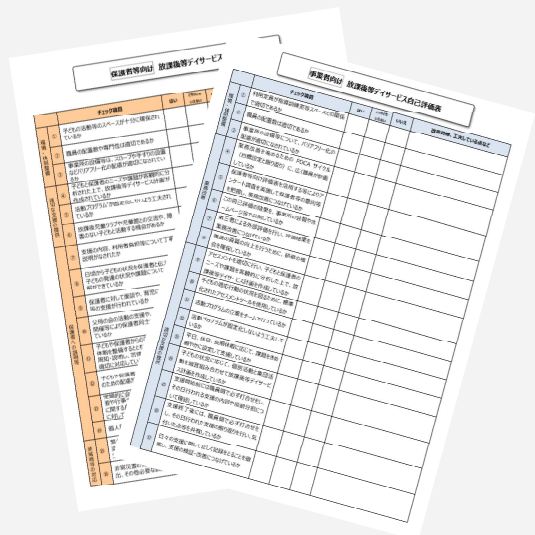
※2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン  
(平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 自己評価等の実施

事業者は、その提供する児童発達支援又は放課後等デイサービスについて、  
**自ら評価を行うとともに、保護者による評価を受け、常にその改善を図らなければならない。**  
また、おおむね**1年に1回以上、係る評価及び改善の内容をインターネット等により広く公表しなければならない。**加えて、その**公表方法及び公表内容は各指定権者に届け出なければならない。**

### 想定される自己評価の流れ

- ステップ1**  
保護者等による評価  
○事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等からの回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。
- ステップ2**  
職員による自己評価  
○事業所の職員が「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」を用いて自己評価を行う。その際、「はい」「いいえ」などにチェックするだけでなく、各項目について「課題は何か」「工夫している点は何か」について記入する。
- ステップ3**  
事業所全体による自己評価  
○職員から回収した評価表を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について、認識をすり合わせる。  
○職員間で認識が共有された課題については、改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。  
○討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果も十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。
- ステップ4**  
自己評価結果の公表  
○自己評価結果の公表の仕方については、基本的には「改善目標」や「工夫している点」の主なものについて、できるだけ詳細に発信する（「はい」「いいえ」の数の公表を想定しているものではない）。  
○保護者等のアンケート調査結果は、保護者等にフィードバックする（対外的に公表することまでは前提としない）。
- ステップ5**  
支援の改善  
○立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。



ガイドラインに、評価表のひな型が掲載されております。  
事業所において、適宜加除修正を行って活用してください。

## 主な加算・減算に関する概要（要件を含む。）

及び留意事項等について解説します。

※ここから先の説明では、

対象となるサービスに下記のような記号を振っています。



児童発達支援



医療型  
児童発達支援



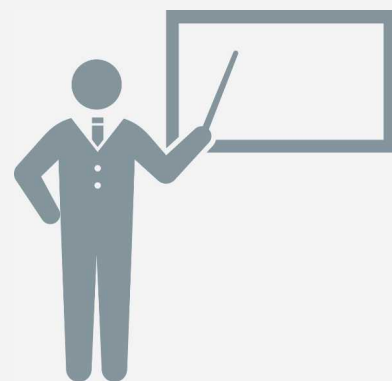
放課後等  
デイサービス



居宅訪問型  
児童発達支援



保育所等  
訪問支援



## 利用定員について

### 利用定員とは

1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数

※運営規程に記載

### 定員の遵守について

**利用定員**及び指導訓練室の定員を**超えて、サービスの提供を行ってはならない**。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 定員規模別単価の取扱いについて

- 1 **運営規程に定める利用定員の規模**に応じた報酬を算定する。
- 2 **多機能型事業所**（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する**複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。
- 3 多機能型事業所のうち県条例第90条に規定する**従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所**においては、当該多機能型事業所において行う**指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定**するものとする。

# 各種減算について

## 定員超過利用減算について



算定される単位数 → 所定単位数（基本報酬＋有資格者配置加算）の**70%**

1日あたりの 利用障害児数	定員50人以下	当該定員の150%を超えた場合
	定員51人以上	当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を超えた場合
過去3か月間の平均 利用障害児数	定員11人以下	当該定員に3を加えた数を超えた場合
	定員12人以上	当該定員の125%を超えた場合

※ 上記範囲内の定員超過利用については、**適正なサービスの提供が確保されていることを前提**に可能とする。



## 児童発達支援管理責任者欠如減算について

<p>員数の欠如</p>	<p>指定基準に定める 人員基準を満たして いない場合</p>	<p><b>減算適用 1月目から4月目</b> 所定単位数（基本報酬+有資格者配置加算）の <b>70%</b>を算定</p>
<p>常勤・専従等欠如</p>	<p>→ <b>翌々月から</b>  ※ 翌月の末日において人員基準を 満たすに至っている場合は減算なし</p>	<p><b>減算適用 5月目以降</b> 所定単位数（基本報酬+有資格者配置加算）の <b>50%</b>を算定  ⇒ <b>人員欠如が解消されるに至った月まで</b></p>

※ 児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。



## サービス提供職員欠如減算について

<p>員数の欠如</p>	<p><b>1割を超えて欠如</b> → <b>翌月から</b></p>	<p><b>減算適用 1月目から2月目</b> 所定単位数（基本報酬+有資格者配置加算）の <b>70%</b>を算定</p>
<p>員数の欠如</p>	<p><b>1割の範囲内で欠如</b> → <b>翌々月から</b>  ※ 翌月の末日において人員基準を 満たすに至っている場合は減算なし</p>	<p><b>減算適用 3月目以降</b> 所定単位数（基本報酬+有資格者配置加算）の <b>50%</b>を算定</p>
<p>常勤・専従等欠如</p>	<p><b>翌々月から</b>  ※ 翌月の末日において人員基準を 満たすに至っている場合は減算なし</p>	<p>⇒ <b>人員欠如が解消されるに至った月まで</b></p>

※ 児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

**Q** 1割を超えているかどうかは、どのように判断するのですか。

**A** 障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援は除く。）においては、サービス提供時間帯を通じて常に、人員基準を満たす員数の直接処遇職員を配置する必要があります。

したがって、サービス提供時間帯を通じて必要となる員数を基準として、欠如割合を算出します。

**例）** 放デイ：定員20人、サービス提供時間14時～18時（平日）

14時～18時の間は常に、**4名以上の児童指導員・保育士等の職員が配置されるべき**ところ、17時30分～18時の間、児童指導員・保育士等の職員が**3人のみの配置体制**となってしまった。

⇒ **欠如割合**は、 $1/4$ （=**2割5分**）となり、**翌月から減算**です。

**Q** 人員欠如が「解消されるに至った月まで」とは、具体的にいつまでですか。

**A** 減算の算定が開始した月以降において、初めて、ひと月を通じて人員基準を満たすことができた月までが減算の対象となります。したがって、減算が算定される期間の最後の月は、人員基準を満たしていることとなりますが、減算の対象月となりますので、注意してください。

※ 栃木県では、月途中で配置されても「解消されるに至った月」とは認めていません。

**例）** 定員10人の放デイにおいて、2人しかいなかった児童指導員・保育士等の職員のうち、1人が3月末で辞めてしまった。そのため**4月**から、サービス提供時間帯を通じて人員基準を満たすことができなくなってしまったため（**1割を超える欠如**）、**翌月の5月**サービス提供分からサービス提供職員欠如**減算を算定**している。8月1日から新しく1人の児童指導員・保育士等の職員が採用され、**8月**は**通じて人員基準を満たすことができた**。

⇒ **減算は5～8月サービス提供分まで**掛かります。

## その他の減算

### 個別支援計画未作成減算 児 医 放 居 保

個別支援計画の作成が適切に行われていない（1～7の手順を履践していない）場合に、当該月から当該状態が**解消されるに至った月の前月まで**の間

- ・ 減算適用 1 月目から 4 月目 所定単位数の70%を算定
- ・ 減算適用 5 月目以降 所定単位数の50%を算定

※所定単位数：基本報酬＋有資格者配置加算又は訪問支援員特別加算

### 開所時間減算 児 医 放

【児童発達支援・医療型児童発達支援】

運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合

- ・ 開所時間 4 時間未満 所定単位数の70%を算定
- ・ 開所時間 4 時間以上 6 時間未満 所定単位数の50%を算定

【放課後等デイサービス】

学校の休業日における営業時間が6時間未満の場合

- ・ 開所時間 4 時間未満 所定単位数の70%を算定
- ・ 開所時間 4 時間以上 6 時間未満 所定単位数の50%を算定

※所定単位数：基本報酬＋有資格者配置加算

## その他の減算

### ⚠ 自己評価結果等未公表減算 児 放

児童発達支援及び放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が実施されていない（＝指定権者に届出がない）場合に、当該月から当該状態が**解消されるに至った月の前月まで**の間

- ・ 所定単位数の85%を算定

※所定単位数：基本報酬＋有資格者配置加算

### 身体拘束廃止未実施減算 児 医 放 居 保

身体拘束等に係る記録をしていない場合 5 単位／日 の減算

## 福祉専門職員配置等加算について



### 概要

良質な人材確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算（要届出）

### 取得要件

#### 福祉専門職員配置等加算Ⅰ

- 常勤の児童指導員又は障害福祉サービス経験者等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所

#### 福祉専門職員配置等加算Ⅱ

- 常勤の児童指導員又は障害福祉サービス経験者等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

#### 福祉専門職員配置等加算Ⅲ

- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者等のうち、その総数（常勤換算）に占める常勤職員の割合が75%以上、又はその常勤職員数に占める勤続3年以上の常勤職員数の割合が30%以上の事業所

### 留意事項

- 加算Ⅰ及びⅡの対象職員に、**保育士は含まれません。**
- 「常勤」とは、各事業所において定められる**常勤の従業者が勤務すべき時間に達していること**を指します。雇用形態（正規又は非正規）は関係ありません。
- 多機能型事業所については、当該事業所における**すべてのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件に該当するか判断**します。
- 勤続年数とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、当該事業所及び**同一法人の経営する他の障害児通所支援事業所等において直接処遇職員として勤務した年数を含めることができる。**

## 児童指導員等加配加算について



### 概要

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、障害児通所給付費の算定に必要とする員数（＝人員基準）に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置した場合に加算（要届出）

### 取得要件

※**重心・センター以外の場合**  
（平24厚労告122 別表第1の1の二又は別表第3の1のイ若しくはロを算定している場合）

#### 加配加算Ⅰ

- 障害児通所給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を**常勤換算で1名以上配置**（以下「加配職員」とする。）
- 理学療法士等、又は児童指導員等の区分で当該加算を算定する場合にあっては、**有資格者（＝児童指導員等）配置加算を算定**していること
- 理学療法士等、又は児童指導員等の区分で当該加算を算定する場合にあっては、障害児通所給付費の算定に必要とする員数、及び加配職員の総数のうち、**児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置**

#### 加配加算Ⅱ

- **児童発達支援のみ**  
平24厚労告122 別表第1の1の二（1）（＝**主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合**）を算定していること
- **放課後等デイサービスのみ**  
平24厚労告122 別表第3の1のイ（1）若しくは（2）、又はロ（1）を算定していること（＝給付費の区分が**区分1の事業所**）
- 加配加算Ⅰを算定するのに必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を**常勤換算で1名以上配置**
- 理学療法士等、又は児童指導員等の区分で当該加算を算定する場合にあっては、障害児通所給付費の算定に必要とする員数、及び加配職員の総数のうち、**児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置**
- **個別支援計画を作成**していること

## 児童指導員等加配加算について



### 留意事項

※**重心・センター以外の場合**

(平24厚労告122 別表第1の1のニ又は別表第3の1のイ若しくはロを算定している場合)

当該加算は、加配人員の職種によって算定できる区分が異なります。  
それぞれの区分において、算入できる加配人員の職種は以下の通りです。



児童指導員等加配加算 I 又は II (区分)	加配人員の職種		
	理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者
理学療法士等	○	×	×
児童指導員等	○	○	×
その他の従業者	○	○	○

## 児童指導員等加配加算について

**Q** 理学療法士等とはなんですか。

**A** 理学療法士等とは、下記のいずれかに該当する者を指します。

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 保育士
- 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専攻する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの
- 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生労働省告示第4号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（同行援護従業者養成研修は含まれません。）



## 児童指導員等加配加算について

**Q** 児童指導員等とはなんですか。

**A** 児童指導員等とは、下記のいずれかに該当する者を指します。

- 児童指導員
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）別表第5に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者



強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したからといって、指定人員基準上の児童指導員になれるわけではありません。

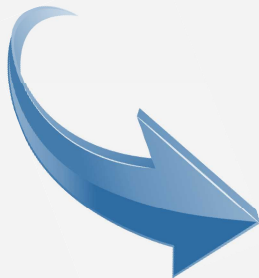
## 児童指導員等加配加算について



**留意事項**

※**重心・センター以外の場合**  
(平24厚労告122 別表第1の1の二又は別表第3の1のイ若しくはロを算定している場合)

児童指導員等加配加算Ⅰ又はⅡにおいて理学療法士等の区分を算定している場合、特別支援加算（平24厚労告122 別表第1の9 及び別表第3の7）の算定はできなくなります。  
 ただし、当該加算の理学療法士等の区分を算定するに当たり、加配職員が保育士である場合を除きます。



児童指導員等加配加算Ⅰ又はⅡ（区分）	特別支援加算	
理学療法士等	加配職員：保育士以外	×
	加配職員：保育士	○
児童指導員等	○	
その他の従業者	○	

## ケース①

下記の放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等加配加算Ⅰ及びⅡは算定できるか。

- ・定員10名（1日につき1単位のみ）、重心以外、給付費の基本報酬区分（区分2）
- ・営業日は月～金の5日間（学校休業日はないものとする）、サービス提供時間は1日4時間
- ・下表の職員は、サービス提供時間中は必ず配置されているものとする
- ・当事業所の常勤の従業員が勤務すべき時間数は160時間/月とする
- ・有資格者（＝児童指導員等）配置加算を算定しているものとする

職種	勤務形態	氏名	第1週						
			1	2	3	4	5	6	7
			月	火	水	木	金	土	日
管理者 兼児発管	常勤・兼務	Aさん	8	8	8	8	8	—	—
保育士	常勤・専従	Bさん	8	8	8	8	8	—	—
児童指導員	常勤・専従	Cさん	8	8	8	8	8	—	—
障害福祉サービス 経験者	非常勤・専従	Dさん	4	4	4	4	4	—	—
サービス提供時間			4	4	4	4	4	—	—
利用者数			7人	7人	7人	7人	7人	—	—

・・・  
※以降、第4週目まで同じ

4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
160	40	1.0
160	40	1.0
160	40	1.0
80	20	0.5
80		

答えは次のスライド

## ケース①の答え

- ／（斜線） ⇒ 指定人員基準上、必要となる人員（及び時間）
- （丸囲み） ⇒ 指定人員基準を超えて配置（加配）されている人員（及び時間）

職種	形態	氏名	第1週						
			1	2	3	4	5	6	7
			月	火	水	木	金	土	日
管理者 兼児発管	常勤・兼務	Aさん	8	8	8	8	8	—	—
保育士	常勤・専従	Bさん	○8	○8	○8	○8	○8	—	—
児童指導員	常勤・専従	Cさん	／8	／8	／8	／8	／8	—	—
障害福祉サービス 経験者	非常勤・専従	Dさん	／4	／4	／4	／4	／4	—	—
サービス提供時間			4	4	4	4	4	—	—
利用者数			7人	7人	7人	7人	7人	—	—

**加配員数**  
理学療法士等：40h/週 ⇒ 160h/月

4週の合計	の勤務時間	算後の人数
160	40	1.0
160	40	○1.0
160	40	○1.0
80	20	0.5
80		

児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置

加配人員の職種	加配員数 上段：常勤換算 下段：合計時間数	加配加算Ⅰ（≥1.0）			加配加算Ⅱ（≥2.0）		
		理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者	理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者
理学療法士等	1.0 160H	○			×		
児童指導員等	0 0H		○			×	
その他の従業者	0 0H			○			×

### 加配加算Ⅰ

理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の区分（以下「3区分」という。）のうち、いずれか一つを算定することが可能です。

### 加配加算Ⅱ

算定できません。

- ・加配員数不足
- ・給付費の区分が区分1でない

## ケース②

下記の放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等加配加算Ⅰ及びⅡは算定できるか。

- ・定員10名（1日につき1単位のみ）、重心以外、給付費の基本報酬区分（区分2）
- ・営業日は月～金の5日間（学校休業日はないものとする）、サービス提供時間は1日4時間
- ・下表の職員は、サービス提供時間中は必ず配置されているものとする
- ・当事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数は160時間/月とする
- ・有資格者（＝児童指導員等）配置加算を算定しているものとする

職種	勤務形態	氏名	第1週						
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日
管理者 兼児発管	常勤・兼務	Eさん	8	8	8	8	8	—	—
保育士	常勤・専従	Fさん	8	8	8	8	8	—	—
児童指導員	常勤・専従	Gさん	8	8	8	8	8	—	—
障害福祉サービス 経験者	非常勤・専従	Hさん	4	4	4	4	4	—	—
サービス提供時間			4	4	4	4	4	—	—
利用者数			12人	7人	11人	9人	13人	—	—

...

※以降、  
第4週目  
まで同じ

4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数
160	40	1.0
160	40	1.0
160	40	1.0
80	20	0.5
80		

答えは次のスライド

## ケース② の答え

職種	形態	氏名	第1週						
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日
管理者 兼児発管	常勤・兼務	Eさん	8	8	8	8	—	—	
保育士	常勤・専従	Fさん	4.4	8	4.4	8	4.4	—	
児童指導員	常勤・専従	Gさん	8	8	8	8	8	—	
障害福祉サービス 経験者	非常勤・専従	Hさん	4	4	4	4	4	—	
サービス提供時間			4	4	4	4	4	—	
利用者数			12人	7人	11人	9人	13人	—	

加配員数

理学療法士等：28h/週 ⇒ 112h/月

第4週目  
まで同じ

4週の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数
160	40	1.0
160	40	1.0
160	40	1.0
80	20	0.5
80		

児童指導員等又は  
保育士を常勤換算で  
2名以上配置

加配人員の 職種	加配員数 上段：常勤換算 下段：合計時間数	加配加算Ⅰ（≥1.0）			加配加算Ⅱ（≥2.0）		
		理学療法士 等	児童指導員 等	その他の 従業者	理学療法士 等	児童指導員 等	その他の 従業者
理学療法士 等	0.7 112H	×			×		
児童指導員 等	0 0H		×			×	
その他の 従業者	0 0H			×			×

### 加配加算Ⅰ

算定できません。

- ・加配員数不足

### 加配加算Ⅱ

算定できません。

- ・加配員数不足
- ・給付費の区分が区分1でない

## ケース③

下記の放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等加配加算Ⅰ及びⅡは算定できるか。

- ・定員10名（1日につき1単位のみ）、重心以外、給付費の基本報酬区分（区分1）
- ・営業日は月～土の6日間（学校休業日は土曜日のみとする）、サービス提供時間は平日4時間・学校休業日6時間
- ・毎週水曜日は、サービス提供時間を通じて、機能訓練を実施するものとする
- ・下表の職員は、サービス提供時間中は必ず配置されているものとする
- ・当事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数は160時間/月とする
- ・有資格者（＝児童指導員等）配置加算を算定しているものとする

職種	勤務形態	氏名	第1週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日				
管理者兼児童指導員	常勤・兼務	Iさん	8	8	8	—	8	8	—	・・・ ※以降、第4週目まで同じ	160	40	1.0
児発管	常勤・専従	Jさん	8	8	8	8	8	—	—		160	40	1.0
障害福祉サービス経験者	常勤・兼務	Kさん	8	8	—	8	8	8	—		160	40	1.0
保育士	非常勤・専従	Lさん	7	7	7	7	7	—	—		140	35	0.8
作業療法士	非常勤・専従	Mさん	6	6	6	—	6	6	—		120	30	0.7
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6	—		104		
利用者数			9人	10人	8人	9人	10人	6人	—				

答えは次のスライド

## ケース③の答え

職種	形態	氏名	第1週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日				
管理者兼児童指導員	常勤・兼務	Iさん	8	8	8	—	8	8	—	※以降、第4週目まで同じ	160	40	1.0
児発管	常勤・専従	Jさん	8	8	8	8	8	—	—		160	40	1.0
障害福祉サービス経験者	常勤・専従	Kさん	4・4	4・4	—	8	4・4	6・2	—		160	40	1.0
保育士	非常勤・専従	Lさん	7	7	7	4・3	7	—	—		140	35	0.8
作業療法士	非常勤・専従	Mさん	6	6	4・2	—	6	6	—		120	30	0.7
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6	—		104		
利用者数			9人	10人	8人	9人	10人	6人	—				

### 加配員数

理学療法士等 : 57h/週 ⇒ 228h/月  
その他の従業者 : 14h/週 ⇒ 56h/月

児童指導員等  
又は保育士を  
常勤換算で  
2名以上  
未配置

加配人員の職種	加配員数 上段：常勤換算 下段：合計時間数	加配加算Ⅰ (>=1.0)			加配加算Ⅱ (>=2.0)		
		理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者	理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者
理学療法士等	1.4 228H	×			×		
児童指導員等	0 0H		×			×	
その他の従業者	0.3 56H			○			×

### 加配加算Ⅰ

その他の従業者の区分のみ算定することが可能です。

- ・児童指導員等又は保育士が常勤換算で2名未満のため、理学療法士等及び児童指導員等の区分は算定できません。

### 加配加算Ⅱ

算定できません。

- ・加配員数不足
- ・児童指導員等又は保育士が常勤換算2名未満

## ケース④

下記の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等加配加算Ⅰ及びⅡは算定できるか。

- ・定員 児発・放デイ通じて10名（1日につき1単位のみ）、重心・センター以外、給付費の基本報酬区分（主に未就学児・区分2）
- ・営業日は月～金の5日間（学校休業日はないものとする）、サービス提供時間は1日6時間
- ・毎週火・木曜日は、サービス提供時間のうち2時間、機能訓練を実施するものとする
- ・下表の職員は、サービス提供時間中は必ず配置されているものとする
- ・当事業所の常勤の従業員が勤務すべき時間数は160時間/月とする
- ・有資格者（＝児童指導員等）配置加算を算定しているものとする

職種	勤務形態	氏名	第1週						
			1	2	3	4	5	6	7
			月	火	水	木	金	土	日
管理者 兼児発管	常勤・兼務	Nさん	8	8	8	8	8	—	—
児童指導員	常勤・専従	Oさん	8	8	8	8	8	—	—
保育士	非常勤・専従	Pさん	6	6	6	6	6	—	—
児童指導員	非常勤・専従	Qさん	6	6	6	6	6	—	—
障害福祉サービス経験者	非常勤・専従	Rさん	6	6	6	6	6	—	—
言語聴覚士	非常勤・専従	Sさん	6	6	6	6	6	—	—
サービス提供時間			6	6	6	6	6	—	—
利用者数			9人	9人	9人	9人	9人	—	—

4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
160	40	1.0
160	40	1.0
120	30	0.7
120	30	0.7
120	30	0.7
120	30	0.7
144		

※以降、第4週目まで同じ

答えは次のスライド

## ケース④の答え

職種	勤務形態	氏名	第1週						
			1	2	3	4	5	6	7
			月	火	水	木	金	土	日
管理者 兼児発管	常勤・兼務	Nさん	8	8	8	8	8	—	—
児童指導員	常勤・専従	Oさん	8	8	8	8	8	—	—
保育士	非常勤・専従	Pさん	6	6	6	6	6	—	—
児童指導員	非常勤・専従	Qさん	6	6	6	6	6	—	—
障害福祉サービス経験者	非常勤・専従	Rさん	6	4・2	6	4・2	6	—	—
言語聴覚士	非常勤・専従	Sさん	6	2・4	6	2・4	6	—	—
サービス提供時間			6	6	6	6	6	—	—
利用者数			9人	9人	9人	9人	9人	—	—

### 加配員数

理学療法士等 : 56h/週 ⇒ 224h/月  
 児童指導員等 : 30h/週 ⇒ 120h/月  
 その他の従業者 : 4h/週 ⇒ 16h/月

4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
160	40	1.0
160	40	1.0
120	30	0.7
120	30	0.7
120	30	0.7
120	30	0.7
144		

児童指導員等  
又は保育士を  
常勤換算で  
2名以上配置

加配人員の職種	加配員数 上段：常勤換算 上段：合計時間数	加配加算Ⅰ (>=1.0)			加配加算Ⅱ (>=2.0)		
		理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者	理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者
理学療法士等	1.4 224H	○			△ ※児発のみ		
児童指導員等	0.7 120H		○			○ ※児発のみ	
その他の従業者	0.1 16H			○			○ ※児発のみ

### 加配加算Ⅰ

3区分のうち、いずれか一つを算定することが可能です。

### 加配加算Ⅱ ⇒ 児童発達支援の事業のみ算定可

児童指導員等又はその他の従業者の区分のうち、いずれか一つを算定することが可能です。また、加配加算Ⅰで児童指導員等又はその他の従業者の区分とした場合には、理学療法士等の区分を算定することが可能です。  
 放デイは給付費の基本報酬区分が区分1でないため算定不可。

## 児童指導員等加配加算について



### 各ケースにおけるポイント

#### ケース①

加配員数の計算方法について

- ・ 障害児通所給付費の算定に必要とする（=指定人員基準を満たす）員数を消す。
- ・ 加配人員の職種ごとに、加配員数を算出。

#### ケース②

利用人数（定員超過）により、障害児通所給付費の算定に必要とする（=指定人員基準を満たす）員数は日ごとに異なるので要注意。

#### ケース③

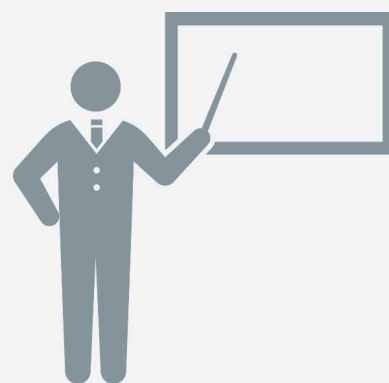
理学療法士等及び児童指導員等の区分を算定するには、児童指導員等又は保育士が常勤換算で2名以上必要。

#### ケース④

加配加算Ⅱを算定するためには、給付費の基本報酬区分が、児発の場合「主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合」、放デイの場合「区分1」であること。

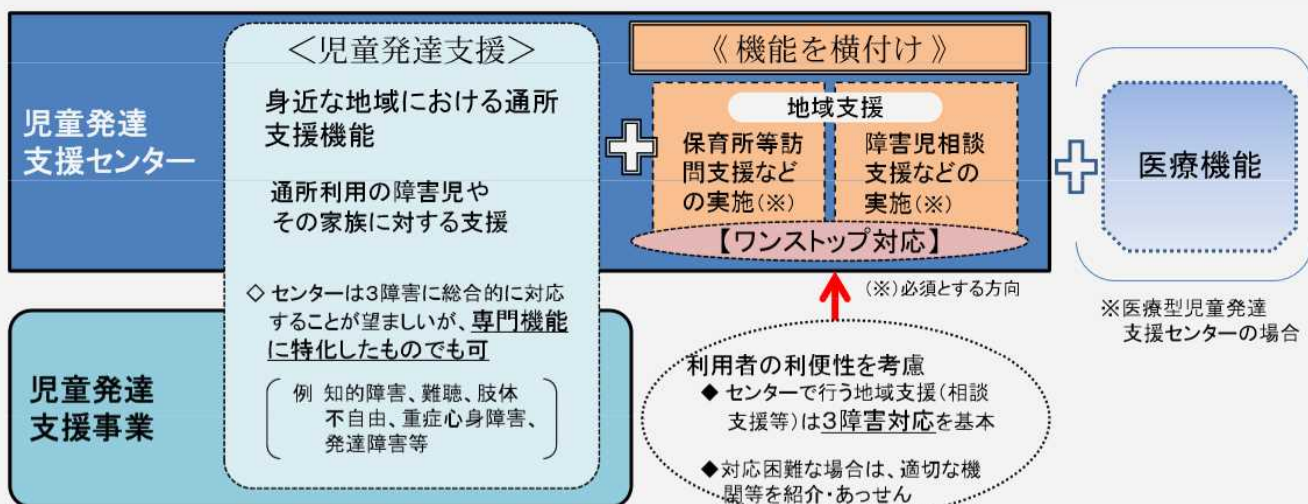
空白のページです

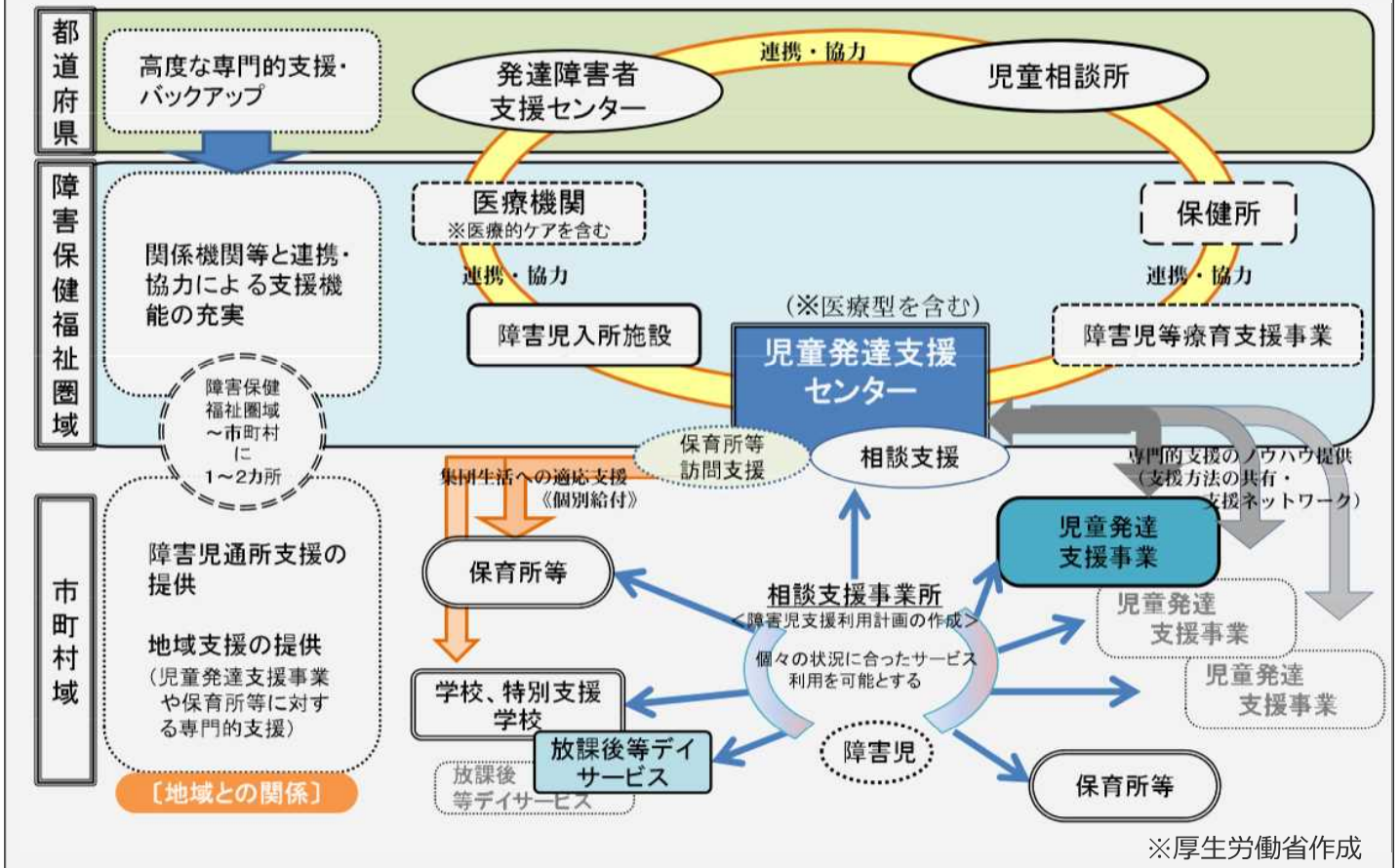
## 児童発達支援センターについて解説します。



## 児童発達支援センターとは

主に未就学の障害児又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行う地域における中核的な機関です。（栃木県障害児福祉計画（第1期計画）より）





## 県内の現況・栃木県障害児福祉計画（第1期計画） 64

### 栃木県内の現況 ※令和元(2019)年9月1日現在

児童発達支援センター 5市（7施設）に設置  
 保育所等訪問支援 13市町（19事業所）で提供



### 栃木県障害児福祉計画（第1期計画）

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制確保の目標値（令和2(2020)年度まで）

児童発達支援センター 各市町に少なくとも1か所以上確保  
 （地域の実情に応じ圏域での体制確保も可能）  
 保育所等訪問支援 各市町に少なくとも1か所以上確保



	児童発達支援センター以外	児童発達支援センター
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)	
児発管	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)	1人以上
嘱託医	—	1人以上
児童指導員及び 保育士	○ 障害児10人までに対し、2人以上 ○ 障害児が10人を超える場合 2人に加え、障害児が10人を超えて 5人までにつき、1人の割合で配置	○ 総数がおおむね障害児の数を4で除 して得た数以上 ○ 児童指導員 1人以上 ○ 保育士 1人以上
障害福祉サービ ス経験者	○ 1人以上は常勤 ○ 児童指導員、保育士が半数以上 (人員配置基準上必要な従業者の半数以上)	—
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
栄養士	—	1人以上 ※ 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
調理員	—	1人以上 ※ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる

※ 主として難聴児を通わせる場合 : 単位ごとに、上記の人員に加え、言語聴覚士を4人以上配置

※ 主として重症心身障害児を通わせる場合 : 上記の人員に加え、看護師を1人以上配置し、また機能訓練担当職員も1人以上必置

	児童発達支援センター以外	児童発達支援センター
指導訓練室	○	○ 定員は、おおむね10人 ○ 障害児1人当たりの床面積2.47㎡ 以上(主として難聴児又は重症心身 障害児を通わせる場合は除く)
遊戯室	—	○ 障害児1人当たりの床面積1.65㎡ 以上(主として難聴児又は重症心身 障害児を通わせる場合は除く) ○ 主として重症心身障害児を通わせる 場合は設けないことができる
屋外遊技場、 医務室、相談室	—	○ 主として重症心身障害児を通わせる 場合は設けないことができる
調理室、便所	—	○
静養室	—	○ 主として知的障害のある児童を通わ せる場合は設けなければならない
聴力検査室	—	○ 主として難聴児を通わせる場合は設 けなければならない

※ いずれの場合も、上記に加え、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

※ 障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼用可

## 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年栃木県条例第25号)

(通所利用者負担額の受領)

第24条

3 指定児童発達支援事業者は、…当該通所給付決定保護者から、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用(第一号の費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上〔左〕欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の〔右〕欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(地域との連携等)

第52条

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)

(児童福祉施設と非常災害)

第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(苦情への対応)

第14条の3 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。